

医療法上の疑義について

(平成3年12月27日)

(指第82号)

(東京都衛生局医療計画部長あて厚生省健康政策局指導課長回答)

照会

医療法人が社会福祉士及び介護福祉士法第39条に規定される介護福祉士養成施設を設置経営することは、医療法第42条第5号の「その他保健衛生に関する業務」に含まれると解してよいか。

回答

平成3年12月26日3衛医医医第789号をもって照会のあった標記については、貴見のとおりである。